

安佐南区まちづくり懇談会開催要綱

(開催)

第1条 広島市総合計画の改定に当たり、区民等からの意見を幅広く聴取し、区の地域特性を生かした計画づくりに取り組むため、安佐南区まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(内容)

第2条 懇談会は、安佐南区の魅力と活力の向上を図る観点から、次の事項について検討を行う。

- (1) 特色ある安佐南区のまちづくりの方向性
- (2) 地域資源を活用した、にぎわいづくりに資する住民による自立的な取組
- (3) 住民主体の取組を実施するために効果的な行政支援

(構成)

第3条 懇談会は、おおむね15人以内の委員をもって開催する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから安佐南区長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) その他、安佐南区長が必要と認める者

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、懇談会を進行する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、安佐南区長が必要と認めるときに開催する。

2 懇談会は、公開とする。ただし、安佐南区長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

3 懇談会において、安佐南区長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、安佐南区市民部地域起こし推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、安佐南区長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月17日から施行し、第2条に掲げる事項の終了をもって、その効力を失う。